

四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第12号

四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年四日市市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

指 定 申 請 書

年 月 日

四日市市長（又は四日市市教育委員会）

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

四日市市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、下記の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

記

公の施設の名称

（注意）申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 定款、寄附行為その他これらに準ずる書類
- (3) 当該法人その他団体（以下「団体」という。）の登記事項証明書
- (4) 申請団体の指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに過去3年度分の収支決算書、事業報告書及び財産目録又はこれに準ずる書類
- (5) 前各号に定めるもののほか、その他市長が必要と認める書類

(第2号様式)

4. 管理運営を行うに当たっての基本方針

--

5. 施設管理運営の実施方針

--

6. 施設等の管理運営方法について

6 - (1) 施設の運営体制や組織について

--

(第2号様式)

6－(2) 職員の研修について

--

6－(3) 業務の年間計画等について

--

6－(4) サービス向上のための方策等について

--

(第2号様式)

6－(5) 業務の一部委託を予定する場合について

--

6－(6) 地域や他団体との連携について

--

6－(7) 適正な管理及び経理について

--

(第2号様式)

7. 安全管理、災害発生時等緊急時の対応について

--

8. 環境、障害者等への配慮について

--

9. 団体の地域貢献について

--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)
- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和 3 年四日市市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市補助金等交付規則 (昭和 5 7 年四日市市規則第 1 1 号)	(略)	
四日市市事業所税規則（平成 2 2 年四日市市規則第 3 0 号)	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市補助金等交付規則 (昭和 5 7 年四日市市規則第 1 1 号)	(略)	

<u>四日市市公の施設に係る指定 管理者の指定の手續等に関する 条例施行規則（平成17年 四日市市規則第53号）</u>	<u>第1号様式</u>	
四日市市事業所税規則（平成 22年四日市市規則第30 号）	（略）	
（略）		

（財政経営部行財政改革課）